

2010年1月29日発行

## **八ッ場裁判、千葉地裁も敗訴。**

### **政権交代も司法官僚組織は変わらず。**

1月19日、千葉地裁201法廷は3分間の頭撮りから始まりました。例の“幕末の写真”です。瞬きもせずに3分間はかなりきつい。堀内裁判長はへの字の口、黒々とした眉、似合い過ぎの法衣、どこから見ても閻魔様。と言っても細い目は福笑い。泰然とはしていても、どこか心もとない。判決文を読み上げると、不安は現実になりました。

主文、以下を却下する。原告は「ダム使用权は財産である。この無用の財産に支出することは『財産の管理を怠る事実』に該当する」と主張するが、ダム使用权は財産ではない。だから住民訴訟の対象にならない。却下する。千葉地裁は5年も掛けて“門前払い”したのです。東京判決を丸写しした前橋・水戸判決に千葉もまた従ってしまいました。

### **平目裁判官は、新政権よりも司法官僚の組織を恐れていた。**

上ばかり見て判決を下す裁判官を“平目裁判官”と呼びます。同じ平目でも、東京地裁の定塚裁判長(当時)は、超エリート故に行政官僚を擁護し、最高裁判所の事務総局情報政策課長へと駆け上がりました。情報政策課長は地裁・高裁の判決をチェックするのも仕事。つまり“カエルを睨むヘビ”になったのです。可愛そうに、同じカエルだと思っていた定塚裁判長が俄かにヘビになり睨みをきかせたのですから、震え上がりひれ伏したのは想像がつかます。でも、それは前橋・水戸の話。今度は違います。あのエリートが顔色をうかがった政権が代わったのですから、平目の上にある景色ががらっと変わったはず、と淡い期待を持ったのは小市民の悲しさでした。平目の目にはヘビの睨みしか見えなかったのです。政権が変わっても司法官僚の組織はびくともしなかったのです。

### **千葉県にとって「著しい利益」があったのか。肝心な判断を怠った“水漏れ判決”だ。**

大川弁護士は語ります。河川法64条は、国の直轄事業であっても「著しい利益」を受ける地方自治体は応分の費用を負担する。としている。著しい利益とは「何時になるか分らないが、22000トンの洪水が起きないとは言えない」とか「1cmでも水位が下がれば有り難い」とか「安全を見ることは明らかに不合理とは言えない」とか言うレベルの話ではない。しかし、千葉地裁はこれまでの審理を、この64条に照し合せて判断した形跡はまったく無い。あるまじき“水漏れ判決”だ。

利水も同じことが言えます。水道事業は独立採算を求められる公益事業です。従って水源の確保と同様にコストの低減をはかり、適正な料金で供給することが最大の目的でなければなりません。だから「利水の安全性を大きくみることは、明らかに不合理とは言えない」などと、曖昧な判断は許されるものではなく、需要予測も、水源開発も、人口の推移、生活の変化を読み取り、常に見直しを図らねばならないものです。他県も同様ですが、県にとって、県民にとって「著しい利益」が有るか否かを検討もせず、行政の裁量を無限に認める判決は裁判所の責任放棄でしかありません。

## **八ッ場ダムの洪水低減効果は下流に行くほど低くなる。**

### **200年に一度の洪水では、取手付近は八斗島の6%まで落ちる。(国土交通省資料)**

八ッ場ダムの洪水削減効果は小さく、利根川の治水対策として意味を持たないことは度々指摘してきました。例えば、最近50年間で最大の洪水(昭和24年のキティ台風の後で最大の洪水)である平成10年9月洪水について、八ッ場ダムがあった場合の治水効果をダム予定地近くの観測流量か

ら計算すると、八斗島地点での水位低減は最大で見て 13cm しかなく、その時の最高水位は堤防のてっぺんから 4m も下にありました。この程度の水位低減は利根川の治水対策として意味をなしません。そして、この洪水の削減効果は下流に行くにつれて小さくなります。それは川の合流によって洪水同士がぶつかったり、河道の抵抗があったりしてピークが下がってゆくもので「河道貯留効果」と言われるものです。つまり、下流にゆくほど洪水のピークが下がる(ピークが平坦になる)とともに、ダムの洪水削減効果も下がるのです。

ハッ場ダムの効果が下流に行くほど、小さくなることは確実に予見できたことでしたが、皮肉なことに、国交省の「ハッ場ダム費用便益計算」の資料で明らかになりました。

この資料は、ハッ場ダムの洪水削減効果を算出するために昭和 16 年～平成 10 年までの 10 洪水について、3 年に 1 度の洪水(表示は 1/3)以下 1/5、1/10、1/30、1/50、1/100、1/200 の 7 段階の洪水規模を設定。八斗島地点、江戸川上流、利根川下流、取手地点と支川の数点について既設ダムだけの場合、それにハッ場ダムが加わった場合の二通りの計算をしたものです。

**■ハッ場ダムの洪水削減効果(昭和16年～平成10年の10洪水平均) 単位:トン/秒**

	1/3年	1/5年	1/10年	1/30年	1/50年	1/100年	1/200年
八斗島	298	457	668	975	1095	722	704
江戸川上流	52	84	115	144	137	137	74
取手	71	113	149	114	66	88	45
取手/八斗島	24%	25%	22%	12%	6%	12%	6%

※国交省による利根川洪水流量の計算結果(ハッ場ダムの費用便益計算)

上の表をご覧ください。先ずお断りするのは、国交省の計算は机上の計算によるもので、洪水規模に対応する洪水のピーク流量、及び八斗島地点におけるハッ場ダムの効果の計算は実際よりかなり過大になっています。しかし、八斗島と取手の関係は読み取ることはできます。例えば、3 年に一度の洪水では、八斗島は毎秒 298 トンに対して取手は 71 トン、割合は 24%。200 年に一度では、八斗島 704 トン、取手 45 トン、割合は 6%と激減します。

**ハッ場ダムの洪水削減効果は取手付近で 36 トン/秒。水位にして 1cm 有るか無しや。**

**この僅かな効果を“著しい利益”と県も水戸地裁も言う愚かさ。**

国がハッ場ダム建設の根拠とする「利根川河川整備基本方針」の基本高水 22000 トンで見てもみましょう。この膨大な洪水が襲ったとき、ハッ場ダムの洪水調節流量は、八斗島地点で毎秒 600 トンです。200 年に一度の洪水ですから取手付近では 6%に減衰、わずか 36 トンしか削減効果がないことになります。同方針では取手付近の流量は 10500 トン。ハッ場ダムの削減効果 36 トンを含んでいますから、ハッ場ダムが無い場合でも 10536 トンに過ぎません。この僅かな差は水位にして 1cm あるかどうか。つまり誤差の内ではしかありません。この僅かな差を“著しい利益”として茨城県は総事業費の治水負担分 220 億円(起債利息含む)を負担し、水戸地裁はそれを認めてしまいました。ここでも河川法 64 条は無視されました。この国はととても法治国家とは言えません。

**ハッ場裁判の控訴審動く。進行協議開催へ**

**日時:4月15日(木)午後4時 場所:東京高等裁判所**

**原告の方は参加できます。スケジュールをご調整していただき、ご参加ください。**

**ハッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表:近藤欣子 濱田篤信 柏村忠志**

**事務局:神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯:090-4527-7768**